



# 障がいのある人への虐待防止について

**令和4年度  
指定障害福祉サービス事業者等に対する集団指導  
札幌市障がい福祉課**

# 目次

---

- 1 障害者虐待防止法について
- 2 障がい者虐待への対応
- 3 札幌市の通報・相談窓口
- 4 通報・届出等、虐待認定の件数(令和3年度)
- 5 虐待の事例
- 6 虐待が起こる要因

# 1 障害者虐待防止法について

## (1) 目的〈第1条〉

障害者に対する虐待が**障害者の尊厳を害する**

### ● どうして虐待をしてはいけないのか

「この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、**障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であることに鑑み(略)**、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。」

⇒ 事業所においては、障がい者が一人ひとりの人格を尊重され、安心してサービスを利用し続けることができるために、虐待はあってはならない。

# 1 障害者虐待防止法について

## (2) 障害者への虐待の禁止〈第3条〉

何人も、障害者に対し、**虐待をしてはならない**

### ● 障害者とは〈障害者基本法第2条第1号〉

「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」

⇒ 何らかの障がいがある全ての人への虐待が禁止されている。

# 1 障害者虐待防止法について

## (3) 「障害者虐待」の定義〈第2条第2項〉

障害者に対する虐待のうち、「障害者虐待」については以下のように定義されている。

ア 養護者による障害者虐待

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

ウ 使用者による障害者虐待

※ この資料では、特にイの施設従事者等による虐待について説明する。

# 1 障害者虐待防止法について

## (3) 「障害者虐待」の定義〈第2条〉

### ア 養護者とは〈第2条第3項〉

障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

- ・ 身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている家族、親族、同居人、知人

### イ 障害者福祉施設従事者等とは〈第2条第4項〉

障害者総合支援法等に規定する障害者福祉施設、障害福祉サービス事業、相談支援事業等に係る業務に従事する者

### ウ 使用者とは〈第2条第5項〉

障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

# 1 障害者虐待防止法について

## (4) 障害者虐待の類型〈第2条〉

- ア 身体的虐待
- イ 性的虐待
- ウ 心理的虐待
- エ 放棄・放置(ネグレクト)
- オ 経済的虐待

# 1 障害者虐待防止法について

## (4) 障害者虐待の類型〈第2条第7項〉

### ア 身体的虐待

- ① 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ② 正当な理由なく身体を拘束すること

#### 【具体例】

平手打ち、殴る、蹴る、転ばせる、物を投げつける、移動時に無理に引きずる、正当な理由のない身体拘束 など

さらに、以下のような行為も身体的虐待になる可能性がある

- ・ 裸で風呂場に放置する
- ・ 熱い湯やシャワーをかける
- ・ 寒空にベランダへ締め出す
- ・ 拒否しているのに、食事を口に入れて食べさせる
- ・ 利用者とプロレスごっこをする



# 1 障害者虐待防止法について

## (4) 障害者虐待の類型〈第2条第7項〉

### ア 身体的虐待

- 正当な理由のない身体拘束 ⇒ 身体的虐待に該当  
【具体例】  
車いすやベッドに縛り付ける、ミトン型の手袋をつける、  
介護衣(つなぎ服)を着せる、利用者を押さえつけて行動を制限  
する、向精神薬を過剰に服用させる、自分の意思で開けること  
のできない居室等に隔離する など
- 正当な理由となる3要件…①切迫性、②非代替性、③一時性
- やむを得ず行う場合には
  - ⇒ 組織による決定と個別支援計画への記載
  - ⇒ 本人・家族への十分な説明
  - ⇒ 身体拘束を行った場合の必要事項の記載

# 1 障害者虐待防止法について

## (4) 障害者虐待の類型〈第2条第7項〉

### イ 性的虐待

- ① わいせつな行為をすること
- ② わいせつな行為をさせること

#### 【具体例】

性交、性器への接触、裸にする、キスする、わいせつな言葉を言う、わいせつな映像を見せる、更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像を撮影したりする、SNS等でわいせつなやりとりをする など

※ 同意の有無に関わらず、虐待となる可能性がある。

※ 施設職員と利用者(支援する側と支援される側)という関係性があることに留意する。

# 1 障害者虐待防止法について

## (4) 障害者虐待の類型〈第2条第7項〉

### ウ 心理的虐待

障がい者に著しい心理的外傷を与える言動

- ① 著しい暴言
- ② 著しい拒絶的な対応
- ③ 不当な差別的言動 など

#### 【具体例】

「ばか」、「あほ」等侮辱する言葉を浴びせる、どなる、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、人格をおとしめる扱いをする、意図的に無視する など

※ 親しみを込めた態度のつもりでも、虐待となる可能性がある。

※ 施設職員と利用者(支援する側と支援される側)という関係性があることに留意する。

# 1 障害者虐待防止法について

## (4) 障害者虐待の類型〈第2条第7項〉

### エ 放棄・放置(ネグレクト)

障がい者の養護を著しく怠ること

- ① 障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置
- ② 他の利用者等によるア～ウの行為と同様の行為の放置 など

#### 【具体例】

食事や水分を十分に与えず栄養状態が悪化、あまり入浴させない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、つめや髪が伸び放題、室内の掃除をしない、ごみの放置された部屋で生活させる、病気やけがをしても受診させない、学校に行かせない、必要な福祉サービスを受けさせなかったり制限したりする、身体的虐待や心理的虐待の放置 など

# 1 障害者虐待防止法について

## (4) 障害者虐待の類型〈第2条第8項〉

### オ 経済的虐待

- ① 財産を不当に処分すること
- ② 不当に財産上の利益を得ること

#### 【具体例】

年金や賃金を渡さない、同意なしで財産や預貯金を処分・運用、日常生活に必要な金銭を使わせない、同意なしで年金を管理 など

※ 同意の有無に関わらず、虐待となる可能性がある。

※ 施設職員と利用者(支援する側と支援される側)という関係性があることに留意する。

# 1 障害者虐待防止法について

## (5) 通報義務〈第7条第1項、第16条第1項、第22条第1項〉

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかにこれを市町村又は都道府県に通報しなければならない

※ 証拠があってもなくても、虐待の可能性があれば、発見者は通報しなければならない。虐待の早期発見、早期対応が重要。

# 1 障害者虐待防止法について

## (5) 通報義務〈第7条第1項、第16条第1項、第22条第1項〉

### ア 公益通報による不利益取扱いの禁止

- 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報を妨げるものと解釈してはならない〈第16条第3項、第22条第3項〉
- 通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けない〈第16条第4項、第22条第4項〉

# 1 障害者虐待防止法について

## (5) 通報義務〈第7条第1項、第16条第1項、第22条第1項〉

### イ 早期発見に向けて

#### ☆参考☆ 障害者虐待発見チェックリスト

「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」  
(厚生労働省作成)より

虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されていても障害者自らSOSを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

#### ＜身体的虐待のサイン＞

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない



# 1 障害者虐待防止法について

## (5) 通報義務〈第7条第1項、第16条第1項、第22条第1項〉

### イ 早期発見に向けて

#### 〈性的虐待のサイン〉

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわるようになる

#### 〈心理的虐待のサイン〉

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を萎縮させる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

- 自傷行為がみられる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害(過食、拒食)がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりの様子になる、顔の表情がなくなる

# 1 障害者虐待防止法について

## (5) 通報義務〈第7条第1項、第16条第1項、第22条第1項〉

### イ 早期発見に向けて

#### <放棄・放置のサイン>

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

#### <経済的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない

- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病气やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない

- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

# 1 障害者虐待防止法について

## (6) 障害者福祉施設等の設置者等の責務

### ア 法の規定〈第15条〉

障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置を講ずること

- ・ 障害者福祉施設従事者等の研修の実施
- ・ 苦情処理体制の整備 など

# 1 障害者虐待防止法について

## (6) 障害者福祉施設等の設置者等の責務

### イ 運営基準(※)における規定

#### 〈令和4年度から義務化の項目〉

- 虐待の防止等のための責任者の設置
- 従業者への研修の実施
- 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する

※ 運営基準…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等

# 1 障害者虐待防止法について

## (6) 障害者福祉施設等の設置者等の責務

### イ 運営基準における規定

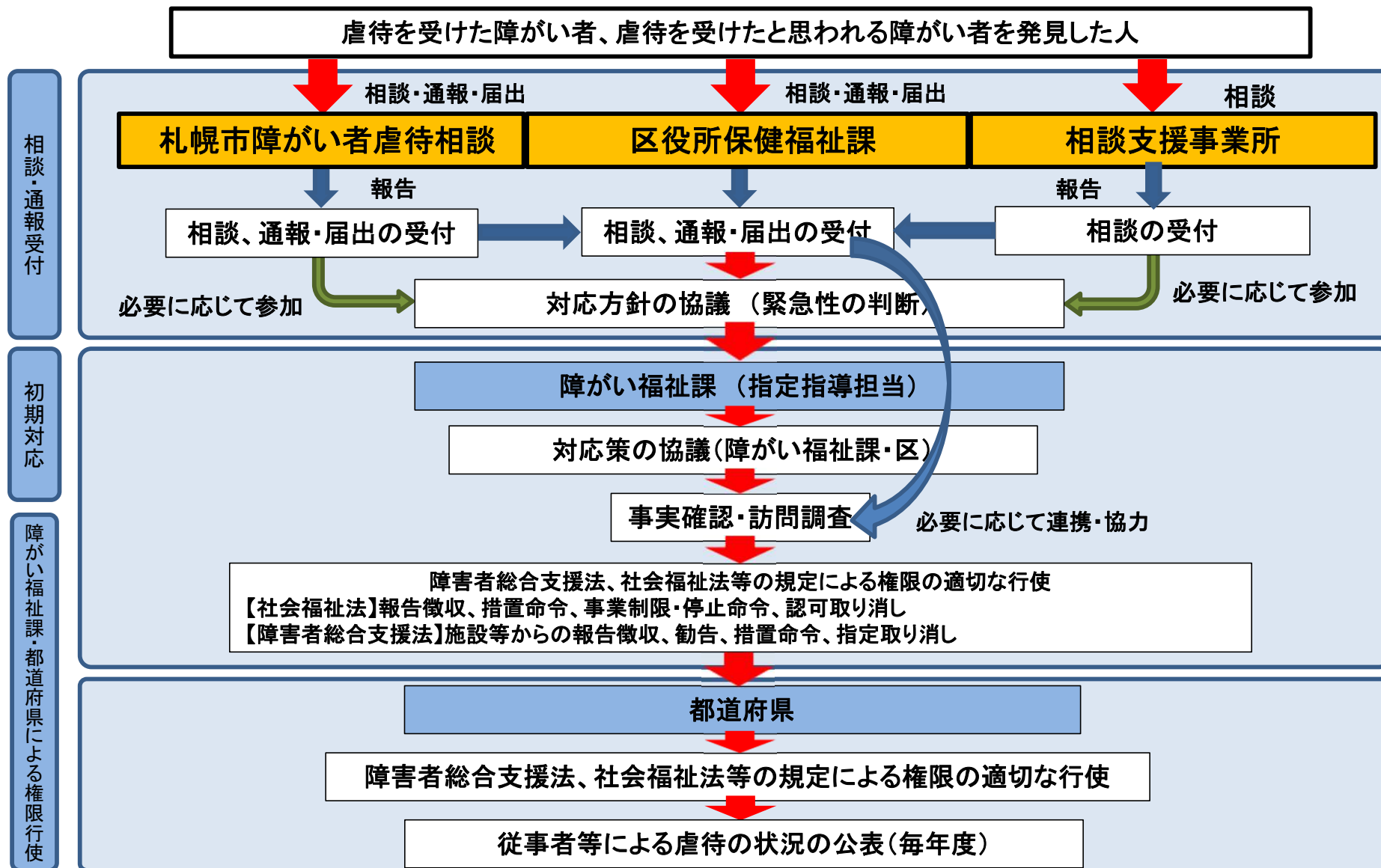
#### 〈令和4年度から義務化の項目〉

- ① 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること  
→訪問系以外のサービスについては規定済
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

# 2 障がい者虐待への対応

## (1) 虐待への対応の流れ



## 2 障がい者虐待への対応

### (2) 実地指導

#### 障害福祉施設従事者等による虐待通報があった場合に実施

- 関係者からの聞き取り
- 書類(運営規程、日誌、個別支援計画、職員の出勤簿、サービス提供の記録等)の確認

※ 客観的な証拠がなく、虐待の事実は確認できなくても、不適切な関りがあったと判断すれば、指導対象とし、事業所に改善を求める。

※ 虐待以外にも、不適切な運営が見つかれば、指導対象とし、事業所に改善を求める(個別支援計画未作成、適正な職員が配置されていないなど)。

## 2 障がい者虐待への対応

### (3) 障がい者虐待の判断に当たってのポイント

#### ア 虐待をしているという「自覚」は問わない

- ・ 虐待の自覚がなくても、行為を受けた障がい者は苦痛に感じたり困難な状況に置かれたりすることがある。

#### イ 障がい者本人の「自覚」は問わない

- ・ 障がい特性から虐待だと認識できない場合や、長期間の虐待であきらめてしまっていることがある。

#### ウ 親や家族の意向が本人のニーズと異なる場合がある

#### エ 虐待の判断はチーム(管理職を含めた複数職員)で行う



# 3 札幌市の通報・相談窓口

## (1) 通報・相談窓口

★ 札幌市障がい者虐待相談  
(札幌市社会福祉協議会に委託)

★ 各区役所保健福祉課

★ 委託相談支援事業所(市内19か所)

★ 札幌市障がい福祉課指定指導担当係  
(障害者福祉施設従事者等による虐待相談の場合のみ)

※ 虐待に関する通報・相談窓口について、従業者、利用者、利用者の家族などに周知してください。

# 3 札幌市の通報・相談窓口

## (2) 札幌市障がい者虐待相談

### ア 設置場所

中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター3階

### イ 連絡先

- ① 電話 : 011-632-7021
- ② FAX : 011-613-5486
- ③ メール : [gyakutai@sapporo-shakyo.or.jp](mailto:gyakutai@sapporo-shakyo.or.jp)

### ウ 窓口時間

9:00~19:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)

### エ 夜間・休日(窓口時間外)の緊急通報

電話 : 080-5723-0200

# 4 通報・届出等、虐待認定の件数(令和3年度)

## 相談・通報受付件数及び虐待認定件数

(単位:件)

	養護者	施設従事者等	使用者(※)	合計
相談・通報	223	61	30	314
虐待認定(率)	3 (1.3%)	8 (13.1%)	10 (33.3%)	21 (6.7%)
判断に至らず	8	23	11	42

※ 施設従事者等で3件の未認定ケースあり

※ 使用者による虐待件数は、札幌市を經由せず北海道労働局で直接受け付けたケース(22件)を含む。また、そのうち9件が虐待認定されている。

# 5 虐待の事例

## (1) 施設従事者等からの虐待〈介護系〉

### 重度訪問におけるサービス提供責任者からの**身体的虐待**

- 被虐待者 … 30代、男性、身体障がい・知的障がい
- 通報者 … 報道により判明

#### ① 通報内容

ヘルパーが利用者の顔面などを複数回殴り死亡させた。

#### ② 虐待の有無の判断

虐待者は暴行を認めており、死体検案書では外因死と診断されていることから、暴行により死に至った可能性が極めて高く、身体的虐待と認定。なお、事業所の運営体制について、利用者の傷やあざに関して内容の検討や対応が行われていない、虐待防止の責任者を選定していないなど極めて不適切なものであり、重大事案が発生した要因は事業者側にもあると判断される。

#### ③ 対応内容

法人に対し、人格の尊重、虐待の防止、管理者等の責務、事故発生時の対応等について文書指導を行った。なお、事案の重大性から、事業者の指定の全部効力停止6か月の措置を取った。

# 5 虐待の事例

## (1) 施設従事者等からの虐待〈介護系〉

### 施設入所支援における生活支援員からの**心理的虐待**

- 被虐待者 … 60代、男性、知的障がい
- 通報者 … 施設管理者

#### ① 通報内容

支援員が利用者の課題を奪って逃げたため、本人が追いかけたが、追いつくことができず、悔しがっている姿を見た支援員が笑っていた。

#### ② 虐待の有無の判断

支援員はコミュニケーションの一環と主張しているが、利用者に嫌がらせをして反応をおもしろがっていると判断せざるを得ず、本人の尊厳を著しく傷つける侮辱行為であり、心理的虐待と認定した。

#### ③ 対応内容

法人に対し、利用者の立場に立ったサービスの提供、計画的な研修の開催、検討会議による対応の分析、当該支援員の振る舞いに関して注視することについて文書指導を行った。

# 5 虐待の事例

## (2) 施設従事者等からの虐待〈居住系〉

共同生活援助におけるサービス管理責任者からの**経済的虐待**

- 被虐待者 … 20代、男性、知的/30代、男性、精神/10代、女性、知的)
- 通報者 … 法人役員

### ① 通報内容

サービス管理責任者が利用者3名の預り金や利用料を着服した。

### ② 虐待の有無の判断

利用者3名の金銭に関しては、利用者自身は使用しておらず、サビ管に金銭が渡って以降、その所在が不明となっていた。

サビ管は金銭の着服を否認し、その後音信不通となったことから事実確認が困難であったが、事業所からの聞き取りの結果、サビ管のみが金銭管理を行っていたと確認できたため、着服したものと判断し、経済的虐待を認定した。

### ③ 対応内容

本件については組織性がなく、事案発生は一時的であり、速やかに改善措置を行っていることから、法人に対し、虐待の通報と事故発生時の対応、人格を尊重したサービスの提供、虐待防止に向けた措置等について文書指導を行った。  
なお、所在不明の利用者の金銭について、事業者が返還している。

# 5 虐待の事例

## (2) 施設従事者等からの虐待〈居住系〉

### 共同生活援助における支援員からの**身体的虐待**

- 被虐待者 … 60代、男性、身体障がい・精神障がい
- 通報者 … 法人代表

#### ① 通報内容

支援員が朝食の配膳準備を行っている最中に、利用者が食堂に入ろうとしたため、制止しようと押し合いになった。その際、支援員の持っていた茶碗が割れ、破片で利用者が肩に2.5cmの切創を負った。

#### ② 虐待の有無の判断

故意かどうかは判断できないものの、口頭で説明を行えば理解を得られる利用者に対し、入室を手で制し、その結果傷を負わせた一連の行為は短絡的な対応であり、身体的虐待を認定した。

#### ③ 対応内容

再発防止のため、検証を行ったうえで改善に向け必要な対策を協議し、改善状況報告書を提出するよう勧告を行った。

# 5 虐待の事例

## (2) 施設従事者等からの虐待〈居住系〉

### 共同生活援助における支援員からの**身体的虐待**

- 被虐待者 … 60代、男性、身体障がい・知的障がい
- 通報者 … 本人

#### ① 通報内容

利用者が食事の不満を口にしたところ、支援員から「いいから黙って食え」といった口調で注意された。その言い方に利用者が反応し、支援員にお茶をかけたところ、かっとなった支援員に胸を蹴られた。

#### ② 虐待の有無の判断

支援員は利用者を蹴ったことを認めており、打撲を負わせていることから、身体的虐待と認定した。

#### ③ 対応内容

法人に対しては、虐待防止に関して、研修の実施、マニュアルの整備、効果的な取組を行うとともに、今回の事件を振り返るなど事例検討することで、障がいの特性への理解、支援者への適切な対応、利用者への注意方法を見直すことについて文書指導を行った。



# 5 虐待の事例

## (3) 施設従事者等からの虐待〈就労系〉

### ※ 使用者からの虐待にも該当

#### 就労継続支援A型における事業主からの**経済的虐待**

- 被虐待者 … 全利用者
- 通報者 … サービス管理責任者

#### ① 通報内容

賃金支払日であるにも関わらず、管理者から賃金の振込が間に合わなくなったとの説明があり、賃金の遅配が確定した。

#### ② 虐待の有無の判断

管理者が行っているコンサルティング業において発生したトラブルが原因で、全利用者に対する賃金の遅配を認めたため、経済的虐待と認定した。なお、当該月以前にも同様に遅配があったことが判明した。

#### ③ 対応内容

法人に対しては、人格の尊重、虐待防止のための責任者の設置等について文書指導を行った。なお、北海道労働局では、不払い賃金が支払われたことを確認した。

# 5 虐待の事例

## (3) 施設従事者等からの虐待〈就労系〉

### 就労継続支援B型における職業指導員からの性的虐待

- 被虐待者 … 10代、女性、知的障がい
- 通報者 … 法人理事長

#### ① 通報内容

通所先の就労継続支援B型事業所の職業指導員が、世話人のいない時間帯を見計らって、利用者の入居しているグループホームを訪問し、利用者との性的関係を持った。その後も週1、2回の頻度で、酒を持って訪問するようになった。

#### ② 虐待の有無の判断

職業指導員は、職員でないと知りえない情報や支援者と利用者という密接な関係を利用し、判断能力が十分でない未成年者と関係を持つに至っているなど、悪質な性的虐待と認定した。

#### ③ 対応内容

法人に対しては、利用者の立場に立ったサービスの提供、研修の実施、複数の職員の目が行き届く支援体制、利用者宅への原則訪問禁止等について文書指導を行った。

# 5 虐待の事例

## (3) 施設従事者等からの虐待〈就労系〉

### 就労継続支援B型における管理者からの**身体的虐待**

- 被虐待者 … 40代、男性、身体・精神障がい
- 通報者 … 当該施設従業者

#### ① 通報内容

法人代表者が、利用者を殴る、蹴る、投げ飛ばす等の暴行を加えた。

#### ② 虐待の有無の判断

虐待者である代表は暴行の事実を一切認めていないものの、通報内容と被虐待者からの聞き取り内容が一致し、防犯カメラに記録された動画により客観的に明らかな証拠が存在したことから、虐待事実があったと認定した。

#### ③ 対応内容

同事業者は、以前も虐待が認定され、改善状況報告書の提出を求めている。しかし、その後も虐待防止に取り組んでおらず、また今回の調査についても虚偽の答弁を行った。さらには訓練等給付費の不正請求も判明したため、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した。

# 5 虐待の事例

## (4) 刑事責任を問われた事例

### ア 身体的虐待

- 重度訪問介護事業所の職員が利用者を殴り死亡させたとして傷害致死容疑逮捕
- 障害者支援施設で、職員が利用者を押倒し両足を持って引きずり回したとして傷害容疑で逮捕

### イ 性的虐待

- 障害児通所施設を利用する児童の胸を触ったとして、当該施設の職員が青少年健全育成条例違反の疑いで逮捕

## 6 虐待が起こる要因

過去の事例から、障がい者虐待が起こる要因として、以下のことが考えられる。

### ア 障がい者虐待に関する知識不足

- ・ 施設や事業所における障がい者の虐待防止や人権意識の知識・理解が不足している。  
⇒ 研修等の実施

### イ 経験のみによる指導

- ・ 障がいの特性に応じた対応ができていない。  
⇒ 障がい者一人ひとりの立場に立ったサービスの提供
- ・ 自分の経験が必ず正しいという誤った考えを持つ。  
⇒ 客観的な判断、組織的な判断

# 6 虐待が起こる要因

## ウ コミュニケーションの不足(風通しの悪さ)

- 事案を組織の中で抱え込む(隠ぺい)  
⇒ 組織における虐待や事故発生時の対応についての徹底
- 職員が一人で悩みを抱えこむ  
⇒ 支援に当たっての悩みや苦労を日ごろから相談できる体制

# 最後に

- ◎ 障がい者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に発見・対応し、再発防止に努めることが重要です。
- ◎ 虐待に気づいた場合(疑いも含む)は、速やかに事実確認を行うとともに、市の通報窓口に通報してください。  
また、事故等発生状況報告書により、札幌市障がい福祉課に速やかに報告してください。
- ◎ 虐待について札幌市から問い合わせ等があった場合は、迅速かつ誠実な対応に努めてください。